

大分市自治基本条例検討委員会  
第1回（仮称）理念部会

平成21年11月27日（金）14時から  
大分市役所 本庁舎4階 401会議室

次 第

- 1．開会
- 2．部会長・副部会長の選出
- 3．部会長・副部会長あいさつ
- 4．議 事
  - （1）部会名称について
  - （2）検討・まとめ
  - （3）その他

## 理念等に関する項目

### 1. 前文

#### ニセコ町まちづくり基本条例

ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

#### 札幌市自治基本条例

私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。

「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。

私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。

私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。

そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。

#### 上越市自治基本条例

上越地域は、日本海と頸城の山々や大地がもたらす四季折々の恵みを受け、細やかな人の心と文化をはぐくみながら、多様な歴史を刻み、栄えてきました。

こうした中、少子化・高齢化の急速な進展や地方分権時代の到来などは、私たちに

## 理念等に関する項目

最も身近な自治体と、そこでの自治の在り方を今一度考えさせる契機となりました。

私たちは、地方分権時代の幕開けを地域が新たに飛躍する機会ととらえて、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念の下、平成17年1月1日、新しい上越市を出発させました。

新しい上越市のまちづくりにおいて、私たちは、この地域の人々が築き上げてきた歴史や文化、海・山・大地の恵まれた自然などの多様な地域資源を大切にし、「共生」の考え方により人と人、地域と地域が互いに支えあいながら、自らの手でまちをつくり上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが、人と郷土を愛する心をより一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、身近なところから市政運営に参画し、協働によるまちづくりを進めていくことが何よりも必要となります。

私たちは、今ここに、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、自主自立のまちづくりに取り組むことを決意して、自治の最高規範となるこの条例を制定します。

### 由布市住民自治基本条例

平成17年10月1日、挾間町、庄内町及び湯布院町の合併により由布市が誕生しました。由布市は、由布岳や黒岳に象徴される緑の山々、大分川水系の清流、肥沃な大地、豊富で良質な温泉など、豊かな自然に恵まれています。それぞれの地域では、固有の特色や地域資源を生かした生活と多様な産業の営みを通じて活発な交流が生まれ、人々の暮らしを支えるとともに、先人が脈々と築いてきた歴史や文化、風土が息づいています。由布市は、この資産・資源を大切にし、繁栄の糧として生かすまちをめざしています。

まちづくりは、わたしたち由布市民が市の現況と将来像についての認識を共有し、主体的に自治に参画することにより進められることが必要です。また、基礎的自治体である由布市は、市民の負託にこたえ、将来にわたり市民が安心して暮らすことのできる豊かな地域社会を、市内に暮らすすべての人と協働して実現していく責務があります。

このために、市民、市及び議会の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働の仕組みを定めておくことが必要です。そして、わたしたちは、深い信頼と融和のきずなのもとに、市民が主役となった自治の向上による参画と協働のまちづくりを積極的に推進することにより、由布市の発展を支えていかなければなりません。

わたしたち由布市民は、市民と市及び議会がまちづくりに関する情報を共有し、知恵と力を結集することで、誇りある自治のまちを実現し、次世代に継承していくことをめざして、ここに由布市住民自治基本条例を制定します。

### 大分市総合計画基本構想（参考）

別紙参照

## 理念等に関する項目

### 2. 目的

#### ニセコ町まちづくり基本条例

(目的)

第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。

#### 札幌市自治基本条例

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

#### 上越市自治基本条例

(目的)

第1条 この条例は、市における自治の基本的な理念及び仕組みを定めることにより、市民による自治の一層の推進を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする。

#### 由布市住民自治基本条例

(目的)

第1条 この条例は、主権者である由布市民が自治の担い手として、市や議会とともにまちづくりを推進するために、市民等の権利と責務並びに市及び議会の役割等、自治の基本的事項を明らかにし、住民自治の実現を図ることを目的とする。

## 理念等に関する項目

3. 定義	
<b>ニセコ町まちづくり基本条例</b>	
なし	
<b>札幌市自治基本条例</b>	
(定義)	
第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。	
2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。	
3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。	
<b>上越市自治基本条例</b>	
(定義)	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
(1)市 基礎自治体としての上越市をいう。	
(2)市民 次に掲げるもの及びこれに準ずると認められるものをいう。	
ア 市の区域内に居住する個人	
イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	
ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人	
エ 市の区域内に存する学校に在学する個人	
(3)市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。	
(4)市民参画 市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることをいう。	
(5)協働 市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くことをいう。	
<b>由布市住民自治基本条例</b>	
(用語の定義)	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
(1)市民とは、由布市内に住所を有する人をいう。	
(2)市民等とは、市民並びに由布市内で働き、学び及び市内においてまちづくり活	

## 理念等に関する項目

動を行う人若しくは団体をいう。

(3)市とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に定める執行機関をいう。

(4)事業者とは、由布市内において営利を目的とする活動を営む人又は団体をいう。

(5)交流者とは、観光、保養、商用等で市内を訪れる人をいう。

(6)協働とは、由布市を構成する市民等と市及び議会が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互の立場を尊重し、対等の立場で目的達成のために協力することをいう。

(7)コミュニティとは、自主性と責任を自覚した市民等が構成する自治会、高齢者団体、女性団体、青少年団体、文化・スポーツ団体、福祉団体等、地域社会を形成する団体及び組織をいう。

(8)まちづくりとは、市民等と市及び議会が協働して住民参画により自治の向上をめざし、すべての人が物質的にも精神的にも安全で安心して生活できる環境を実現するための活動をいう。

## 理念等に関する項目

<b>4. 基本理念</b>
<b>ニセコ町まちづくり基本条例</b>
なし
<b>札幌市自治基本条例</b>
(基本理念) 第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。 3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。
<b>上越市自治基本条例</b>
(自治の基本理念) 第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。 (1)市民主権 市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた市議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。 (2)人権の尊重 出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重されること。 (3)非核平和への寄与 世界の人々との友好のきずなを強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現に向けたまちづくりを行うこと。 (4)地球環境の保全 健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するため、地球全体の環境に配慮したまちづくりを行うこと。 (5)地域特性の尊重 地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うこと。 (6)地方分権の推進及び自主自立の市政運営 基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、自主的かつ自立的に市政運営を行うこと。
<b>由布市住民自治基本条例</b>
(基本理念) 第4条 まちづくりは、主権者である市民が、主体的に参画するとともに、市民等と市及び議会が、それぞれの果たすべき役割と責務を分担し、及び協働して推進することを基本とする。

## 理念等に関する項目

### 5. 自治の基本原則

#### ニセコ町まちづくり基本条例

(情報共有の原則)

第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

(情報への権利)

第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

(説明責任)

第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。

(参加原則)

第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。

#### 札幌市自治基本条例

(まちづくりの基本原則)

第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。

2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。

3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の思を尊重するものとする。

#### 上越市自治基本条例

(自治の基本原則)

第4条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。

(1)情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること。

(2)市民参画の原則 市民参画を基本として市政運営を行うこと。

(3)協働の原則 協働を基本として公共的課題の解決に当たること。

(4)多様性尊重の原則 市民の出身、障害の有無、性別、年齢、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようにするとともに、地域の歴史、文化及び価値観を尊重すること。

## 理念等に関する項目

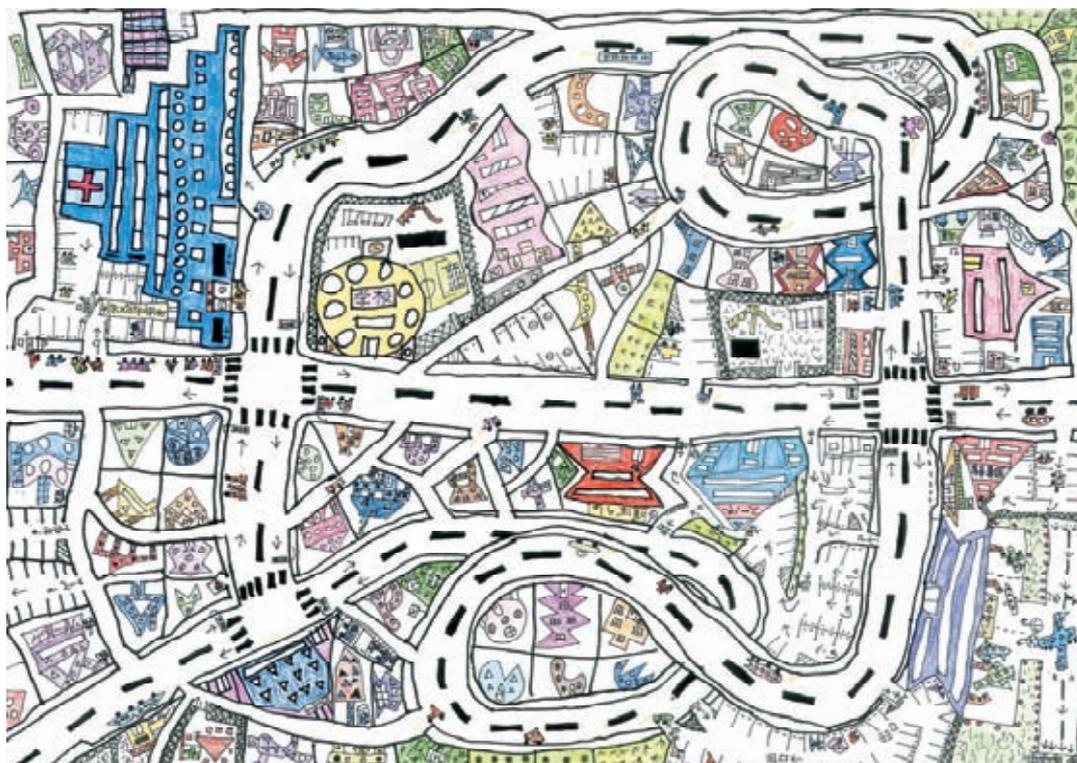
### 由布市住民自治基本条例

(基本原則)

第5条 市民等、市及び議会は、次の各号に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを推進する。

- (1)人権尊重の原則 すべての人が、等しく人権を保障されること。
- (2)男女共同参画の原則 男女が、対等の立場でまちづくりに参画する機会を保障されること。
- (3)情報共有の原則 市民等と市及び議会が積極的にまちづくりに関する情報を共有すること。

# 基 本 構 想



「未来の街」

宗方小学校 4年 すが めま菅沼 しゅうせい秀征さん

平成18年度 未来予想図コンテスト 最優秀賞

(学校名、学年は、コンテスト実施時のもの)

## 第1

## 目的

この基本構想は、これから本市がめざすまちの姿（都市像）と、それを実現するために行う必要がある対策（基本的な政策）を定めるものです。

本市は、昭和46年に最初の基本構想を定めて以来、それぞれの時代に即した基本構想を策定し、市民福祉・教育文化の向上、産業の振興、生活環境・都市基盤の整備など各分野における諸施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

しかしながら、近年、本市を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、国際化、高度情報化社会の到来などに伴い大きく変化しています。また、地域の連帯意識の希薄化や、人々の規範意識の低下など、新たな対策を要する問題も生じています。

このような状況のなかで今後も未来に希望の持てるまちづくりを進めるためには、社会経済情勢の変化等に対応した、新たな行政の指針が必要となっています。

また、平成17年1月1日に旧佐賀関町、旧野津原町と合併したことにより加わった新たな魅力をこれからのまちづくりにいかしていくことが望まれています。

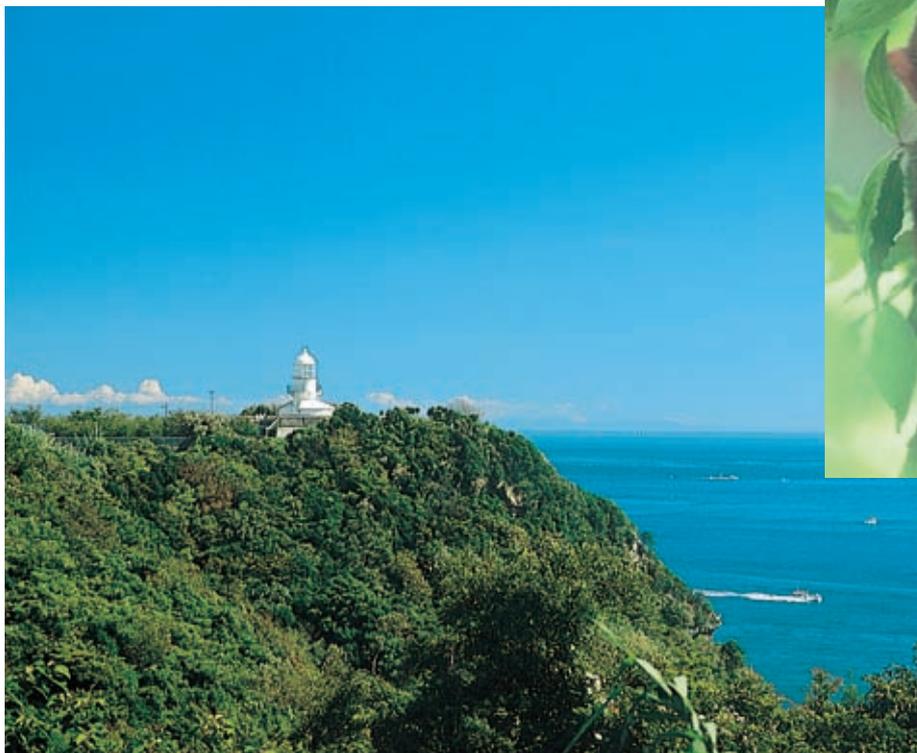
この基本構想においては、これまで本市が先人から受け継いできた都市の個性や特性を守り育てるとともに、新たに加わった魅力をいかし、さらに、これから本市が担っていかなければならない地位と果たすべき役割を考慮しながら、新たな時代の総合的かつ計画的な行政運営の指針を定め、これからのまちづくりの方向性を明らかにすることとします。

## 第2

## 目標年次

この基本構想は、平成28年（2016年）を目標年次とします。





## 第3

## 大分市の特性

### 1 自然特性

#### 位置

本市は、九州の東端、東九州軸の北部、瀬戸内海の西端に位置し、大分県の扇状領域の要に位置し、南は臼杵市及び豊後大野市、西は別府市、由布市及び竹田市に接し、九州でも有数の広い市域を有しています。

#### 地勢

本市の地勢は、たかさきやま高崎山をはじめよるいがだけ鎧ヶ岳（野津原地域）、もみのきやま縦木山（佐賀関地域）などの山々が連なり、地域の約半分を森林が占めるなど、豊かな緑に恵まれています。また、これらの山々を縫うように県下の二大河川である大野川、大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。

海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部沿岸は豊予海峡に面したリアス式海岸で天然の良港となっています。

このように、海、山、川の全てがそろい、自然と都市が共存する優れた都市環境を有しています。

#### 野生生物

大分の特産種オオイタサンショウウオ、大分県を北限とするキムラグモなどの貴重な希少種をはじめ、多くの野生生物が生息しています。また、国指定の天然記念物である高崎山のサル生息地や県指定の天然記念物である高島のウミネコ営巣地やビロウ自生地など、野生生物の生息環境にも恵まれています。

## 2 歴史特性

### 通史的特徴

縄文時代から現代まで、瀬戸内ルートを主幹にした「海の道」を媒介に歴史を刻んだ東九州の要地です。また、古代・豊後国府以来、現代まで1300年にわたり県都としての役割を担っています。

### ○先史～古墳時代

西日本屈指の縄文遺跡である横尾遺跡では、海を介した黒曜石の交易の跡が見つかっています。また、古墳時代の大分は、県下最大級の前方後円墳・亀塚古墳や築山古墳などに代表される古墳が別府湾南岸沿いに数多く遺されていることから分かるように、豊後における古代勢力形成の中核となっていたことがうかがえます。

また、「壬申の乱」での勲功者・大分君おおいたのみみえさか恵尺のもとと推定される九州唯一の畿内型終末期古墳・古宮古墳に象徴されるように、東九州地域において畿内（中央）文化が最も濃厚に及びました。

### ○古代・奈良時代

古代大分は「豊後国風土記」に広々とした美田・おおきた碩田の美称で記されているように、豊かな生産の地であるとともに、全国に建立された64か国の国分寺のうち3指に入る壮大な七重塔を持った豊後国分寺が造営されました。

### ○古代・平安時代

大分元町石仏、高瀬石仏、曲石仏などに代表される磨崖仏文化が大分川流域を中心に広く展開され、また、豊後一の宮が置かれ、神仏混淆の精神文化が展開されました。



### ○近現代

明治以降、幾度かの市町村合併により現在の本市が形成されてきました。その経緯から、旧市町村の拠点であった地区は現在も地区拠点としての機能を持ち、その地区拠点を中心に地域が形成されています。

市全体としては、新産業都市として、鉄鋼、石油化学、銅の精錬など重化学工業を中心に発展し、近年では、IT関連の企業が進出するなど、様々な産業が集積しています。

鉄道3線や高速道路など県内外からの主要幹線道が合流しており、また、豊後水道を經由して内外に通じる海上交通が発達し、東九州における経済活動の一大拠点を担っています。

### ○近世・江戸時代

府内藩の城下町のほか、熊本藩の港町鶴崎・佐賀関や宿場町野津原、岡藩の港町三佐や宿場町今市、臼杵藩の在町戸次、延岡藩の代官所があった千歳、幕府領の高松など小藩分立のなか、独特の地域づくりが展開されました。

### ○中世・戦国時代

全国有数の貿易都市豊後府内が形成され、英傑大友宗麟は、いち早くキリスト教を受け入れ、医術、音楽、演劇など日本で最初に西洋文化の華が開きました。

## 第4

## 本市を取り巻く現状

### 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

日本社会は高齢人口の増加と年少人口の減少が同時並行的に進む少子高齢化の時代に進んでいます。本市においても、全国に比べ出生率はやや高く、高齢化率はやや低いものの、少子高齢化は着実に進行しています。

さらに、明治以降初めて総人口が減少していく人口減少社会が到来し、本市においても、いずれ人口が減少へと転じる時期が到来することが予想されます。

こうした少子高齢化の進行と人口減少社会の到来は、福祉、教育、生活環境、経済など様々な分野において、従来の人口が増加していくことを前提としていた社会のあり方に影響を与えることが予想されます。

### 成熟社会の到来

経済がかつての高度成長から低成長に移行するなか、人々は、多様な個性と、効率だけにとらわれないうるおいなどの心の豊かさを求めるようになってきました。

また、ライフステージ各期における自己実現のための学習機会を求めるニーズがますます高まっています。

一方、人々の価値観が多様化するなかで、地域の連帯感や人々の規範意識の保持向上が求められています。





### 危機管理への関心の高まり

全国各地で頻発する地震や台風の襲来は、それぞれの地域に甚大な被害をもたらしています。特に、平成7年の阪神・淡路大震災や平成16年の新潟県中越地震による被災地の状況は、国民に大きな衝撃を与えました。

また、多様化する犯罪や国際テロ、鳥インフルエンザなどの新たな感染症等、市民の安全を脅かす要因が増大しています。

市民の生命と財産を守ることは、まちづくりの原点であり、災害や犯罪などを未然に防止し、また発生した場合の被害を最小限にとどめる総合的な危機管理が求められています。

### 高度情報化社会の到来

情報関連産業と関連技術が顕著な成長を遂げるなか、インターネットなどによる双方向型の各種情報メディアの普及は、情報そのものの価値をさらに高め、産業、教育、文化、医療、行政など様々な分野に大きな影響を与えています。

それに伴い、個人情報保護や情報セキュリティの強化、情報格差の解消など社会全体で対応しなければならない課題が顕在化してきています。

## 人と自然の共生が求められる社会の到来

20 世紀の経済的な豊かさを支えてきた、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨など様々な環境問題を生み出しました。特に、地球温暖化など地球規模で解決していかなければならない課題が顕在化しています。

こうした課題を将来の世代へ残さないためにも、これまでの市民生活のあり方を見直し、リサイクルシステムづくりなど環境への負荷の少ない社会を築いていくための行動を実践し、人と自然の共生を図ることが求められています。

## 本格的な地方分権時代の到来

市町村合併の全国的な進展、中核市や特例市の創設などにより、地域で包括的な役割を担うことができる規模・能力を身に付けた基礎自治体が増える一方、現行の都道府県制度を見直そうとする道州制の検討も進められるなど、本格的な地方分権時代が到来しました。

地方分権時代の基礎自治体は、まちづくりの主役である市民と行政とのパートナーシップを大切にしながら、ともに考え行動する市民と行政の「協働」のもと、さらなる自主性、自立性を発揮し、その地域の特性をいかしたまちづくりを行っていくことが求められています。

## 厳しい行財政状況

国・地方を通じて長期債務の償還が財政を圧迫し、わが国の財政状況は依然として危機的な状況にあります。そのため、国・地方の両方において地方財政制度のあり方が議論されており、地方交付税制度に係る制度見直しをはじめとした地方財政の変革が行われています。

また、本市の財政も、高齢化の進展による社会保障関係費の増などの影響を受け、今後も極めて厳しい財政状況が続くと見込まれており、効率的な行政運営が求められています。

## 広域交流の拡大

交通体系の整備促進等により、全国的に人や物の交流はますます盛んになっています。文化、情報が行き交う都市間交流、地域間交流などの広域交流が活発化してきており、交流を通して異なる個性を生かした地域社会が形成されています。

こうしたなか本市は、県都として県全体の活性化を担う役割からも、都市機能の集積を図り、広域的な交流と連携を推進していくことが求められています。

## 国際化の進展

情報通信技術の進歩は、国境を越えた情報の受発信を飛躍的に加速させ、人・物・資本等の国際的な移動を一層活発にしています。そのようななかで、国、地方自治体、企業、市民等様々なレベルでの国際交流が、政治・経済・社会・文化等あらゆる分野にわたって行われています。

特に、地理的に近く歴史的つながりも深いアジアの国々との間では、民間レベルを中心に様々な交流が行われており、今後も一層緊密な連携を図ることで、より関係が深まるものと予想されます。こうしたなか、世界の他の地域との間でもアジアへの架け橋となり得る本市は、その個性と特徴をいかした国際化を進めることが求められています。



ほむら  
ななせの火群まつり

## 第5

# 構想の前提となる都市の枠組み（推測される10年後の大分市）

### 1 将来の人口の予想

基本構想の目標年次である平成28年（2016年）の将来人口は、おおむね48万人と想定します。

### 2 今後の土地利用の方向

本市の土地利用は、市街地においては、新産業都市建設の進展に伴い、農地や山林等を生かした自然的な土地利用から住宅・店舗・工業用地等を主体とした都市的な土地利用への転換が大幅に進められてきました。

しかし、社会の成熟化や人口減少社会の到来などの変化に対応し、中心市街地の空洞化等の課題を解決していくため、都市的な土地利用と自然的な土地利用との調和に配慮しなければなりません。したがって、都市的な土地利用がなされている土地については、極力その土地の有効利用を促進するとともに、自然的な土地利用がなされている土地については、自然環境を保全することを原則とし、都市的な土地利用に転換する場合は、周辺自然環境や土地条件に与える影響等を勘案する必要があります。

また、山間部等、過疎化が進む地域においては、生活基盤を整備し、地域の活性化を図ることが求められており、地域の特性に応じた土地利用を進めなければなりません。

市域の均衡ある発展と快適で魅力ある都市環境の創造をめざし、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件にも配慮しながら総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

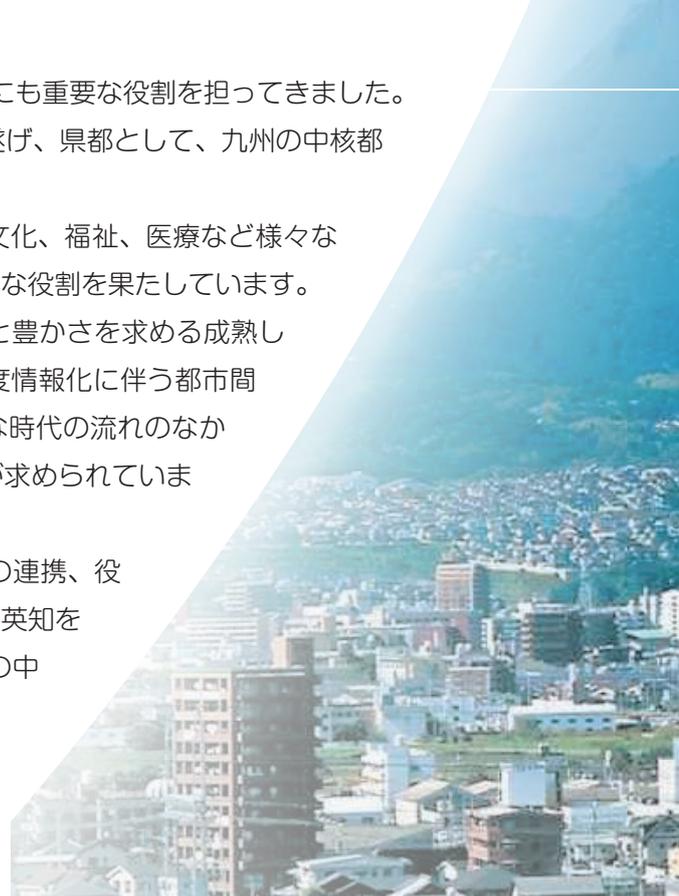
### 3 本市の担うべき地位と果たすべき役割

本市は、古代より東九州の要地として、地理的にも歴史的にも重要な役割を担ってきました。さらに近年では、新産業都市の建設を基軸に一層の発展を遂げ、県都として、九州の中核都市として確たる地位を占めるに至っています。

また、政治、経済のみならず情報、交通、流通、教育、文化、福祉、医療など様々な都市機能が集積された拠点都市として広域的に見ても主導的な役割を果たしています。

今後、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、ゆとりと豊かさを求める成熟した社会の到来、さらに進む高速交通網の整備や国際化、高度情報化に伴う都市間競争の激化と交流の拡大、経済圏・生活圏の拡大など様々な時代の流れのなかで、ますますこうした地位と役割にふさわしいまちづくりが求められています。

本市としては、こうした諸情勢を踏まえ、周辺自治体との連携、役割分担のなかで、本市の特性をいかしながら、市民の創意と英知を結集し、高次の都市機能の拡充を図り、県都として、九州の中核都市として、さらに国際化・大交流時代の活力ある都市として、先導的な役割を果たしていく必要があります。





## 第6

## めざすまちの姿（都市像）

未来の大分市がどのようなまちになるか。それは、私たち大分市民一人ひとりの、自分のまちへの思いの結晶であり、同時に、絶えず変化し成長するまちへの働きかけの結果です。

理想とする未来の大分市に思いを馳せ、誰もが暮らしやすく、夢と希望があふれるまちを思い描くとき、これから大分市が向かおうとする未来について私たち大分市民がともに抱く思いを象徴的に表す「未来へのキーワード」が浮かんできます。

### 未来へのキーワード

#### 「みんなが参加」 (行動する市民)

まちは、ひとが集まって出来ています。ひとを中心に考えたとき、市民一人ひとりが尊重され、それぞれのライフスタイルにあった快適な生活が周囲の人々の生活と調和しているまちは、暮らしやすく魅力的なまちです。そのような、市民を中心としたまちを築くためには、市民と行政が協働し、市民も自らまちづくりに向けて、考え、発言し、行動しながら、ともにまちづくりを進めていく必要があります。

#### 「健やかに育つ子どもたち」 (ひとへの思いやりと地域の連携)

子どもを健やかに育てることができ、大人も心安らかに暮らせるまちは、未来への希望を感じさせます。そのようなまちを築くためには、市民の安心・安全な生活を確保するとともに、家族の愛情に満ちた家庭での教育、地域の人々とのふれあいを通じた地域での教育、生きる力をはぐくむ学校での教育を通して、ひとへの思いやりや自律・自製の心をはぐくみ、地域のつながりを深めることが必要です。

また、そうして築いた心豊かな地域社会を、さらに次の世代に伝えていくことが必要です。

#### 「地域を誇る気持ち」 (地域の歴史伝統・文化の再認識と、まちに対する誇りの伝承)

自分の住んでいるまちに誇りを持つことは、地域を大切に思う気持ちと呼び起こし、さらに同じ誇りを感じる人々の間に連帯感をもたらします。

現在の大分市は、恵まれた自然の中で先人たちが築いてきた歴史や伝統の上に成り立っています。その歴史や伝統を、小中学校や地域における教育を通じて子どもたちに伝え、地域を大切に思う気持ちを育てていくことが必要です。

また、これから進めていくまちづくりでも、市民一人ひとりが、これまでの歴史や伝統、そしてそれをはぐくんできた環境を再認識し、未来に伝える文化を築いていくことが必要です。

## 「新しい魅力の発信」 (地域の特性と新市の一体的発展)

大分市は、これまでもそれぞれの地域が互いに異なる個性を競い合い、学び合いながら、一つのまちとして成長してきました。

この大分市に平成 17 年 1 月 1 日、佐賀関、野津原が加わり、海、山や川などの優れた自然環境や多彩な文化、都市としての利便性といったまちの魅力の幅が広がり、さらにこれらの要素がつながりあう新しいまちへと発展していく可能性が高まりました。

今後、自然環境の保全と都市基盤の整備を調和させながら進めるとともに、各地域がそれぞれの特長をいかしながら、地域間の連携を深めることで、大分市全体の魅力がさらに向上していくことが期待されます。

この大分市の新しい魅力を最大限にいかし、産業の振興や市民生活の質の向上を進めるとともに、全国に向けて発信していく必要があります。

未来の大分市を理想のまちにするためには、私たち大分市民が、4つのキーワードのもと、それぞれが抱く自分のまちへの思いを一つにしていく必要があります。

市民の「みんなが参加」して、ともに考え行動しながら自分たちのまちを築いていくことにより、大分市は、「健やかに育つ子どもたち」に象徴される心豊かな、未来への希望に満ちたまちになります。

また、「地域を誇る気持ち」は人々の結びつきを生み、人や地域に元気を与え、さらに大きく未来への希望を膨らませます。

それぞれの地域が元気になり、それをまち全体の元気へとつなげていくとともに、希望に満ちた本市の「新しい魅力の発信」を進めることで、本市は、大きく未来へと発展を続けるまちになります。

市民がともに手を携えながら、希望にあふれ、人も地域も、そしてまち全体も元気な大分市を築いていく、それが私たち大分市民が抱くめざすまちの姿です。

大分市は、ここに、市民の総意として、めざすまちの姿（都市像）を掲げ、新しい時代のまちづくりに取り組んでいきます。

### めざすまちの姿（都市像）

ともに築く 希望あふれる 元気都市

## 第7

# 基本的な政策

めざすまちの姿（都市像）の実現をめざし、6つの「基本的な政策」を掲げ、それに沿った各種施策を展開することとします。

### 1

#### 一人ひとりが健やかでいきいきと暮らせるまちづくり（市民福祉の向上）

市民一人ひとりが、人権を尊重し、互いに認め合って、この住み慣れた地域で生きがいを持って安心して、健やかでいきいきと暮らしていける地域社会をつくります。

また、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図るなか、市民の健康づくりを進めます。

### 2

#### 思いやる豊かな心と生きがいをはぐくむまちづくり（教育・文化の振興）

未来を担う子どもたちの、新しい時代を切り拓く力と、人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性をはぐくみます。また、全ての市民が生涯にわたって、自然とふれあい、郷土の歴史文化を学び、優れた芸術に触れ、スポーツに親しむなど、自らを高めいきいきと充実した人生を送ることができるまちづくりを進めます。

### 3

#### 安心・安全に暮らせるまちづくり（防災安全の確保）

地震・台風などの自然災害をはじめ、近年世界中で頻発するテロや武力行使などの新たな脅威、また、日常生活に潜むあらゆる危険性からも市民の生命と財産を守るため、市民、地域、行政及び関係機関が協働し、それらに対する未然防止策並びに被害を最小限に抑えるためのシステムを構築し、安心・安全に暮らせるまちの実現をめざします。

### 4

#### 人と自然が共生するまちづくり（環境の保全）

豊かな自然を守りながら、市街地の緑を増やすことで、自然と調和した魅力ある環境づくりを推進します。また、清潔で安全に暮らせる快適な生活環境を構築するため、市民、事業者、行政が連携して、環境に優しい資源循環型社会を形成するとともに、地球的規模の環境問題に取り組むことで、人類が自然と共に暮らせる社会の構築をめざします。

## 5 にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり（産業の振興）

経済を活性化し雇用機会を創出するなど、まちや人々に潤いをもたらす地域の発展を支える各種産業の振興を図ります。

また、そこに住む人や訪れる人たちにとって魅力ある地域づくりを推進し、それらを観光資源へと結びつけることなどにより、にぎわいと活力に満ちた豊かなまちづくりを進めます。

## 6 快適な生活を支えるまちづくり（都市基盤の整備）

各地域の現況や特性に配慮し、魅力ある地区拠点の形成や広域都心としての機能の充実を図るなど、総合的かつ計画的な市街地の整備を進めます。また、交通体系の確立や住環境の質的向上、情報通信基盤の整備などにより、日常生活での快適さを追求するとともに、ライフラインの安定的確保など市民を守る都市を形成することにより、人にやさしい快適な生活を支えるまちづくりを進めます。



## 第 8

## 基本構想の実現のために

この基本構想は、6つの基本的な政策を推進し、めざすまちの姿（都市像）の実現をめざしていくこととしています。

この基本構想の実現のため、6つの基本的な政策が十分な効果を発揮するには、次の4つの取組を進めることが必要です。

### 市民との協働

市民と行政のそれぞれの役割と責任を明確にし、互いに協働して課題解決に当たることで、より効率的な政策の展開が可能になります。またそのためには、市政に関する情報の共有を進め、地域の活動を支援するとともに、リーダーとなる人材の育成を図ることで相互の信頼に基づいた市民と行政の協働関係を構築することが不可欠です。

相互の信頼に基づく協働のまちづくりを推進します

### 主体性のあるまちづくり

まちづくりの方向性や進め方について、地方自治体が自ら決める時代が到来しています。地域の課題や市民ニーズを的確に把握し、それらに迅速に対応し、さらに地域の自主的なまちづくりを支援するため、政策形成能力の向上を図るとともに、地域の特性をいかした主体的な行政運営ができる組織体制の整備を進めなければなりません。

地方主権の時代に対応した、主体性のあるまちづくりを推進します

### 行政ニーズの広域化への対応

人の交流の拡大に伴い、行政ニーズも広域化しています。また、他の自治体と共同で取り組むべき行政課題も増えています。

さらに、道州制の導入等、地方制度についての議論が高まるにつれて、市の果たすべき役割が重要視されてきており、広域的な行政を意識した取組を進めなければなりません。

広域行政のための連携・協力体制の整備を推進します

### 行政改革の推進・計画的な行財政運営

多様化する市民ニーズや新しい行政課題に的確に応え、市民サービスを向上させることが求められています。そのため、あらゆる行政分野において、行政が関与すべき範囲の見直しや公共部門への民間活力の導入などの行政改革を進めなければなりません。

効率的かつ計画的な行財政運営を行うため、不断の行政改革を推進します